

議第 4 6 号 呉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市営住宅の入居者資格である同居者要件の緩和等をするため、所要の規定の整備をします。

2 主な改正の内容

(1) 同居者要件の緩和（付則第 8 項）

入居者がなく空き家となっている市営住宅の有効活用を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 3 条第 1 項に規定する特定期間合併関係市町村である旧下蒲刈町，旧川尻町，旧音戸町，旧倉橋町，旧蒲刈町，旧安浦町，旧豊浜町及び旧豊町の区域内の市営住宅については，当分の間，入居者に同居者がいない場合であっても当該市営住宅に入居できることとします。

(2) 入居者の公募の方法の追加（第 4 条）

入居者の公募の方法として，「市ホームページへの掲載」を追加します。

(3) 入居者の費用負担義務の緩和（第 2 2 条）

市営住宅の用途を廃止するために新たな入居者の公募を停止している市営住宅から退去する場合の障子，ふすま等の張り替え等の修繕に要する費用（以下「修繕費用」といいます。）の負担について，免除できることとします。

また，生活保護の受給者が市営住宅から退去する場合は，敷金を修繕費用に充て，なお不足が生じるときの不足分を免除できることとします。

(4) 入居者に係る異動についての届出義務の削除（第 2 9 条）

現行の規定では，入居者の死亡又は転出に係る異動があったときは，入居承継の承認手続や住宅の明渡手続と併せて，異動届を提出する必要があります。

この度，事務手続の簡素化を図るため，入居者の異動に係る異動届の提出を不要とします。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日